

新和新聞

尾道を元気にする私たちの笑顔で。

2025年5月号

尾道 <http://www.shinwabs.co.jp>

企業 しんわおのみち 検索



社長コラム

フィットイージー福山西店に入会して2ヶ月が経過しました。週3から4回ランニングマシンで歩いています。血圧も下がり体の調子が良く、久々に受けた人間ドックも問題無しでした！

小林輝久

しんわびるのきんじょうほうこく

事務所のランさんがビルクリーニング技能士1級試験に合格しました。

ランさんよりコメントを紹介します。

この度、ビルクリーニング1級試験に合格することができ、大変光栄に思います。この試験を受けるようご指導いただいた上司、教えていただいた小林吉来先生と後藤先生、応援していただいた奥野さんと寺岡さんのおかげで新しいチャレンジに挑戦する機会を得て合格することができました。そして、試験のための勉強を通じて、清掃業務に関する知識とスキルをさらに深めることができました。総合ビルメンテナンスの会社で働きながら、この資格の取得が日々の業務にどれほど役立つか実感しています。特に、日本で働く外国人として、この資格が私の自信を高め、さらなる成長への足掛かりとなりました。この試験を通じて学んだことを生かし、同僚や後輩たちにもサポートしていきたいです。支えてくださった皆様、本当にありがとうございました。

ラン



おしらせ

健康保険証の廃止とマイナンバー保険証への移行について

2024年12月2日より、現在使用している健康保険証が廃止され、マイナンバー保険証へと移行されました。なお、既存の健康保険証は、移行後も2025年12月1日までは利用可能ですが、未登録の方は、速やかに扶養家族分も含めて、マイナンバー保険証の登録を行うことを推奨します。

健康保険証の廃止について

現行の健康保険証は2024年12月2日に廃止されましたが、退職などで資格喪失とならない限り、2025年12月1日まで引き続き利用可能です。

マイナンバー保険証の登録と利用

マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自身でマイナンバー保険証の登録を行うことで、保険証として利用可能になります。登録状況はマイナポータルで確認できます。マイナンバーカード未所持の方は、申請手続きが必要です。

資格確認書の発行

マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバー保険証の登録が済んでいない方には、「資格確認書」が発行されます。協会けんぽの資格確認書は有効期間が4～5年で、従来の健康保険証のようにプラスチック製です。現在の健康保険証の有効期限が切れる前に発行される予定です。

資格情報のお知らせ

健康保険の加入情報が記載された「資格情報のお知らせ」が協会けんぽより2024年9月頃発行されております。これは、医療機関でカードリーダーが利用できない場合に、マイナンバーカードと併せて提示することで、健康保険証として使用可能です。

No. 202
それゆけ！
バトナム実習生



発行元
新和ビル・サービス株式会社
〒722-0025
尾道市栗原東1丁目6-29
TEL 0848-23-9102
FAX 0848-23-9547